

「地域の就労支援の在り方に関する研究会」に関わるアンケート

全国就労移行支援事業所連絡協議会

2013年10月3日から行われる表題の研究会において、10月21日に石原会長が出席されます。協議会の会長としてではありませんが、就労移行支援事業、職場適応援助者、障害者就業・生活支援センターの在り方について発言をしていただきたいと考えております。アンケートを配布し、回答内容を基礎資料として活用させていただきたいと考えておりますので、ご回答のほどよろしく申し上げます。

1. 貴就労移行支援事業所の状況を教えてください。

定員： 名、2013年度の就労移行支援体制加算区分： 、2012年度の就労者： 名

(就労者の内訳、一般企業： 名、公的機関(納付金対象外)： 名、就労継続A型： 名)

2. 貴法人で実施している就労系事業に丸をつけてください。(複数の事業運営をされている場合はすべてに丸をつけてください。)

- A) 障害者就業・生活支援センター (箇所)
- B) 市町村単独事業での就労支援センター (箇所)
- C) 第一号職場適応援助者(ジョブコーチ) (名)
- D) その他(具体的な事業名：)

3. 貴事業所からの一般就労者の支援方法で多い項目に1～3の順位を付け、下の表にご記入ください。

- A) 法人内の障害者就業・生活支援センターに、事業所利用中から登録し、就労後のフォローアップ(6か月以降)も当該センターが実施している。
- B) 他法人の障害者就業・生活支援センターに、事業所利用中から登録し、就労後のフォローアップ(6か月以降)も当該センターが実施している。
- C) 法人で運営する自治体独自の就労支援センターに、事業所利用中から登録し、就労後のフォローアップ(6か月以降)も当該センターが実施している。
- D) 他法人が運営する自治体独自の就労支援センターに、事業所利用中から登録し、就労後のフォローアップ(6か月以降)も当該センターが実施している。
- E) 事業所利用中の登録はしていないが、就労後6か月以降のフォローアップは、法人内外に関わらず、障害者就業・生活支援センターもしくは自治体独自の就労支援センターにバトンタッチしている。
- F) 就労支援員とは別に第1号職場適応援助者を配置しており、就労後の職場適応期間及びフォローアップについては、役割分担しながら実施している。
- G) 配置型ジョブコーチや他法人の第1号職場適応援助者を活用して、就労後の職場適応期間のフォローアップを行っている。
- H) 就労移行支援事業所の職員が就労後のフォローアップを継続的に行っている。

順位	1	2	3
項目			

4. 障害者就業・生活支援センターとの連携上の課題について該当する項目全てに丸を付けてください。

- A) うまく連携が取れており、特に課題はない
- B) 当該センターの職員数が少なく、活用しにくい
- C) 場所が遠い
- D) 得意とする障害種別が違う
- E) アセスメントや支援の方法に齟齬がある
- F) その他 ()

5. 第1号職場適応援助者制度の課題について該当する項目全てに丸を付けてください。

- A) 現状で特に課題はない
- B) 助成金が少なく、人件費を支払えない
- C) 支援期間が短く、引継ぎが難しい
- D) 必要な時に迅速な支援ができない
- E) 支援方法のスキルアップが必要
- F) その他 ()

6. 第1号職場適応援助者を活用している事業所にお聞きします。

- A) 2012年度の就労者に対して、第1号職場適応援助者を活用した人数： 名
- B) 2012年度の就労者に対して、第1号職場適応援助者を活用しなかった理由すべてに丸を付けてください。
 - ① 本人が希望しなかった
 - ② 就職先が対象外だった
 - ③ 体制上の問題
 - ④ その他 ()
- C) 職場適応援助者のスーパーバイズや支援方法の管理は誰が行っていますか？該当する項目全てに丸を付けてください。
 - ① 障害者職業カウンセラー
 - ② 就労移行支援事業所の管理者
 - ③ 就労移行支援事業所のサービス管理責任者
 - ④ 就労支援員
 - ⑤ その他 ()
- D) 職場適応援助者助成金で職場適応援助者の人件費は何%程度カバーしていますか？(約 %)

7. 就労移行支援事業所から見て、障害者就業・生活支援センターと第一号職場適応援助者の在り方に期待することをご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。